

全 教

実教部NEWS

第 126 号

2022/6/21 発行

文部科学省要請行動

～より良い教育現場をめざして～

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求め中央行動

署名 個人 1万3093筆分 団体 526筆 提出

昨年度に引き続き、文部科学省要請行動は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定期総会翌日の2月24日にオンラインにておこないました。今回は以下の重点項目について要請をしました。

- ① 実験・実習を伴う全ての教科で、実験・実習が少人数（グループ単位）でおこなえるよう、「実習助手」も含めて教員全体の「標準法」を改善すること。
- ② 教育職員免許法認定講習等により高等学校一種免許状を取得した「実習助手」の「教諭」任用を促進するよう、各都道府県教育委員会に促すこと。
- ③ 「実習助手」制度を見直し、教諭一元化にすること。そのため、学校教育法、高等学校設置基準、高校標準法など、関連諸法規の改正をおこなうこと。

冒頭に魚住部長から「私たちの働き方には矛盾がたくさんあり、やりたくてもやれない実情があります。本日は要請書や署名にもあるみなさんの切実な声を持ってまいりました。時間が許す限りよろしくお願ひしたいと思います」と挨拶があり、要請がスタートしました。



（要請はオンライン参加[右2名]を含め9名で対応）

最初に財務課より重点項目①について「高等学校の教職員定数は第6次の定数改善があり、『実習助手』についても収容定員に応じた関係や、専門学科によって加算するような仕組みを例年図っています。結果として、令和元年度の高等学校全体での授業担任の週平均授業時数は15.5時間、令和3年度の学校基本調査による公立の高等学校全日制における教員一人当たりの生徒数は12.6人となり、国際的に見てもこういった水準は諸外国と比べて悪くはないかと思えます。こうした教職員定数の実態から、この総数の中で上手くやっていただきたいというのが一点です。また高校通級による加配の充実を制度化以降5年間続け、令和3年度からは小規模学校に加配を優遇するような仕組みを作っています。これらのものは現場の声や、実態を踏まえた上で行なっています。令和4年度からは、新しく始まる普通科改革に加配する仕組みを作っているところです。来年度についてはまだ参考程度にしか移行しませんが、このような制度が始まって新しい仕組みが入っていく中で、それと併せて定数の仕組みをどうしていくかを計画していかなければならないと思っています。『実習助手』に限らず、教員全体で標準法を変えるのか、政令のほうで定数を変えるのか、引き続き検討していきたいと思っています」との回答がありました。

続いて初等中等教育企画課から重点項目②について「基本的には教員の任用は任命権者である教育委員会において、適切におこなっていただくものだと考えています。従いまして教員免許状を取得されました『実習助手』の方々を教員として採用するかどうかについても、あくまで都道府県教育委員会等の任命権者において、本人の勤務実績や指導力等を総合的に勘案していただき実施されるものというふう

に認識しております」との回答がありました。



最後に産業教育振興室より重点項目③について「『実習助手』は、実験・実習の準備や機材・作物の管理等、教育活動上大変重要な役割をさせていただいていると認識しております。これを教諭に一元化しますと、これまで『実習助手』の方々が担っていた職務を教諭がおこなうこととなり、授業の能率の低下や、機材・作物の維持管理に支障をきたす恐れがあると考えております。また、免許法の認定講習等も実施されておりますので、免許状を取得するという状況もあり

ます。これらも検討して活用いただければと考えています」との回答がありました。

文部科学省からの回答を受け、さらに以下の要請を重ねました。

- ④ 毎年回答していただいている付帯措置について、今年度はいかがかお聞かせください。
- ⑤ 学校教育法 60 条 4 項の解釈及び呼称の使用変更について、地方公共団体において学校や地域の実情を踏まえながら、適切に判断いただくものという認識で変わりありませんか。
- ⑥ 「近年の災害級の雪害による施設設備の破損や、除雪機の老朽化で除雪に大変苦労している。雪害による学校の状況を把握し、施設設備の改修、改善に善処していただきたい」との声が届けられていることから、「学校施設環境改善交付金」の今年度の予算額と、雪害にともなう増額があるかをお聞かせください。
- ⑦ 「実習助手」の単独引率について、文部科学省委請の回答を踏まえ、単独引率が可能であると私たちは認識していたが、任命権者の中に単独引率を認めないという認識があることが判明しました。文部科学省におかれましてはどのようにお考えでしょうか。
- ⑧ 高等学校学習指導要領「理科」の改訂にて、新教育課程では理科の実験・実習がおこなわなければならない内容となっています。現行制度では「理科実習助手」の理科免許が制定されていませんが、今後、理科免許の制定をお考えでしょうか。

また、全国の現場発言として以下の切実な声を届けました。

- ⑨ コロナ禍の中、おこなうことができた数少ない実験の中で、興味津々で目をキラキラ輝かせている生徒の姿を見ることができた。ICT 機器の利用がますます進む中、やはり実際におこなう実験・実習は、子どもたちの豊かな体験に繋がるものと私たちは確信しております。コロナ禍の中、安全・安心な実験・実習をおこなうためにも、少人数でおこなえるよう教員全体の標準法の改善を要求させていただきます。
- ⑩ 任用替えをして実習担任教諭となり、教諭として辞令を受けたにもかかわらず「実習助手」の枠だから単独引率はさせられないと管理職に言われた。私たち実習教員は「助手」といった呼称での差別や人事評価制度、タブレット未配布など様々な面で不利益を被っています。これを解決するには教諭一元化の道しかないと考えています。教諭一元化について昨年と全く同じ回答でしたが、教員数自体が減る訳でもありませんし、全員で分担すればそのような恐れは生じないと考えますので、教諭一元化にむけて関連諸法規の改正をおこなっていただけるよう要請いたします。
- ⑪ 特別支援学校の設置基準が制定されたが、面積を中心としたもので教職員配置についてはまだ不十分であり、「実習助手」も置かなければならないとしていただきたい。特別支援では作業学習という、主に実験・実習を扱うような授業をやっていますが、教諭となら変わりのない仕事をしている。みな教員として「チーム学校」とするのがあるべき姿ではないのかなと思います。設置基準の中身については、文部科学省でも考えておられるのと思いますが、よりよいものにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これに対してさらに文部科学省から回答がありました。④について「付帯措置における加配措置の数については、予算上の数字は変わらず 6,165 人です」

⑤について「基本的な考え方は特段変更していません。それぞれの地域の実情や学校の実情に応じて、各都道府県、政令市含め自治体のご判断で対応いただいています。また引き続き必要に応じて、各教育委員会の人事管理担当者の方には、文部科学省の方からも必要に応じて情報の周知や情報提供をおこなっていきたくと思っています」

⑥⑧については担当課がいませんでしたが、後日回答しますとの対応をしてくださり、その後の回答では⑥について「令和3年度当初額248億円、補正予算1312億円、令和4年度予算案276億円。大雪等による増額はおこなっていないが、一定の基準を超える大雪による施設設備への復旧については『災害復旧事業』を活用してください」⑧については「制度上不可能です」との回答でした。

また⑦についても昨年度のやりとりや、事実確認のため後日回答しますとのことでしたが、3月29日付の回答では「実習教員の部活動の単独引率は可能と考える。大会引率については大会の主催団体の関係規定の確認をお願いします」とのことでした。この件について、詳しくは5月15日発行の全教実教部 NEWS 号外をご覧ください。



⑨⑩⑪の現場発言を受けて、文部科学省から「標準法につきましては、今年度小学校について少人数学級ができるということで、現場の声もいただいた上で実現できたので、大変ありがたく思っています。一方で、小学校で止まってしまったため、中学校や高校もぜひというお声はいただいています。これまでの改善計画の中でも、小学校、中学校、高校と順次改善した経緯もありますので、今後こういったことができるか、考えていきたくと思います。ただ高校については義務段階と違うところがありますが、先ほど申し上げた通り、普通科改革の中で定数をどうするかという議論もしていますので、今後も引き続き検討していけたらと思います」とコメントをいただきましたが、教諭一元化や特別支援学校設置基準については触れられることはありませんでした。教諭一元化については昨年度の回答と全く同じであり、こちらが求めているものと、文部科学省が認識しているものに大きなズレがあり、今後そのズレを埋めていくための方策を考えていく必要があると感じました。

最後に有馬全教副委員長より「現場の状況はコロナ禍ということもありますが大変厳しく、前倒しで進められているGIGAスクール構想は、実習教員にも大きな負担をさせているところです。先日文部科学省が教師不足の実態調査を初めておこないましたが、足りないという状況ではなく、本当にここまでかという程深刻な状況です。現場ではどうやりくりするかという中で、実習教員も動かざるを得ない、やれることはやっていかざるを得ないという状況で、非常に矛盾を抱えながら日々働いているという現状を改めて知っていただきました。教員も増やさなければなりませんし、働き方改革も進められていますが、人の配置をきちっと考えていくということで、私たちも予算増のとりくみを続けていきますが、文部科学省の方でも頑張ってくださいと思います」と締めくくり、要請行動を終えました。コロナ禍にあって2年連続のオンライン要請行動となりましたが、全国の仲間の声に支えられながら実施することができました。

●●● 6月3日、文部科学省へ ●●●

全国のみなさまから届いているおもいを込め、「実験・実習教育の充実と『実習助手』制度改革を求める署名」個人1万3093筆分、団体526筆を有馬全教副委員長より文部科学省へ手渡しました。

**連携を深め
どの子にも充実した学校生活を。**



2022年2月24日

文部科学大臣 末松信介 様

全日本教職員組合

中央執行委員長 宮下 直樹

実習教員部長 魚住 知



実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革に関する要請書

貴職におかれましては、日頃からすべての子どもの成長・発達を保障する教育の条件整備に向けて日々ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、子どもたちにとって必要な基礎学力や科学的認識、体験あるいは体感によって技術や技能を身につけることは重要なことです。充実した実験・実習教育がおこなわれることは、子どもたちの探究心、思考力、判断力、豊かな表現力を養うために必要不可欠なことであり、学校での実験・実習教育が果たす役割は大きなものとなっています。

しかし今、実験・実習教育に関する施設設備をはじめ、授業に必要とされる実験装置や器具などを整備、更新するための教育予算が十分に保障されていない状況となっています。また、実習教員は教諭と協力して実験・実習教育に携わっていますが、実習教員の新規採用者数が低迷しているため、専門職としての経験や知識の蓄積、技術の継承に困難をきたしている現状があります。

実習教員は教育職であり、現行制度の下において文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答しているにもかかわらず、学校現場では補助的業務に位置づけられ、子どもたちの教育活動に携わる上で様々な制約をかけられています。これらの矛盾を解消するためにも、現行の「実習助手」制度を改善すべきです。

私たちは以上の観点に立ち、どの子にも充実した実験・実習教育がおこなわれるよう、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 一、実験・実習教育充実のため、高等学校設置基準の「・・・必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」規定を、「置かなければならない」に戻すこと。
- 一、実験・実習を伴う全ての教科で、実験・実習が少人数（グループ単位）でおこなえるよう、「実習助手」も含めて教員全体の「標準法」を改善すること。
- 一、「実習助手」の職名、及び「教諭の職務を助ける」という規定の、「助手」、「助ける」を実態に即して改善すること。
- 一、実験・実習のための予算整備、及び施設・設備を整備すること。
- 一、教育職員免許法認定講習等により高等学校一種免許状を取得した「実習助手」の「教諭」任用を促進するよう、各都道府県教育委員会に促すこと。
- 一、「実習助手」制度を見直し、教諭一元化にすること。そのため、学校教育法、高等学校設置基準、高校標準法など、関連諸法規の改正をおこなうこと。

以上